



2025年6月4日

各位

会社名 日本たばこ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺島 正道
(コード番号 2914 東証 プライム)
問合せ先 IR 広報部 (TEL 03-6636-2914 (代表))

譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットとしての
自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットとしての自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年6月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 170,044株
(3) 処分価額	1株につき4,410円
(4) 処分総額	749,894,040円
(5) 処分予定先(※)	(譲渡制限付株式報酬としての処分) 当社の執行役員を兼務する取締役 3名 82,000株 当社の執行役員 11名 57,700株 (パフォーマンス・シェア・ユニットとしての処分) 当社の執行役員を兼務する取締役 2名 18,244株 当社の執行役員 6名 12,100株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(※) 譲渡制限付株式報酬としての処分における処分予定先及びパフォーマンス・シェア・ユニットとしての処分における処分予定先について、当社の執行役員を兼務する取締役では2名、当社の執行役員では6名重複しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年3月19日開催の当社第35回定時株主総会において、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員を兼務する取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度を導入することにつき、ご承認をいただいております。

(1) 譲渡制限付株式報酬としての処分

当社は、2023年3月24日開催の当社第38回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の執行役員を兼務する取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額6億円以内とすること及び当社の執行役員を兼務する取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数を300,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社第41期事業年度（ただし、2024年3月22日開催の当社取締役会以降に就任した執行役員1名については、当社第40期事業年度（就任日以降に限る。）及び第41期事業年度）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の執行役員を兼務する取締役3名及び執行役員11名（以下、「譲渡制限付株式対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計616,077,000円を支給し、譲渡制限付株式対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、当社普通株式139,700株を割り当てることを決議いたしました。なお、各譲渡制限付株式対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各譲渡制限付株式対象者の職務内容等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各譲渡制限付株式対象者が、当社との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。なお、譲渡制限付株式対象者に対して割り当てられる当社普通株式は、特定譲渡制限付株式に該当いたします。

また、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めるという譲渡制限付株式報酬制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は30年間としております。

① 譲渡制限期間及び内容

2025年6月27日～2055年6月26日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、譲渡制限付株式対象者は、当該譲渡制限付株式対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当譲渡制限株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除

譲渡制限付株式対象者が、本譲渡制限期間中であっても、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合又は死亡により当該地位を喪失した場合には、その保有する本割当譲渡制限株式の全部につき譲渡制限を解除いたします。なお、譲渡制限付株式対象者が、払込期日において、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失している場合には、その保有する本譲渡制限株式の全部につき、払込期日をもって譲渡制限を解除いたします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

本譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式対象者が法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当社は、本割当譲渡制限株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることといたします。

④ 株式の管理に関する定め

譲渡制限付株式対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、

本割当譲渡制限株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当譲渡制限株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当譲渡制限株式につき譲渡制限を解除することができることといたします。

(2) パフォーマンス・シェア・ユニットとしての処分

当社は、2023年3月24日開催の当社第38回定時株主総会において、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に基づき、当社の執行役員を兼務する取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限につきましても、業績結果及び株価に応じた報酬枠として「確定基準株式ユニット数の上限(200,000株)に交付時株価を乗じた額」とすること及び当社の執行役員を兼務する取締役に対して各事業年度において割り当てる当社普通株式の総数を100,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社第38期事業年度に係るパフォーマンス・シェア・ユニットとしての当社普通株式について、割当予定先である当社の執行役員を兼務する取締役2名及び執行役員6名(以下、「パフォーマンス・シェア・ユニット対象者」という。)に対し、金銭報酬債権合計133,817,040円を支給し、パフォーマンス・シェア・ユニット対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、パフォーマンス・シェア・ユニットとして当社普通株式30,344株を割り当てることを決議いたしました。なお、各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者に対する金銭報酬債権の額は、下記③の算定方法により決定しております。

① パフォーマンス・シェア・ユニット制度の仕組み

パフォーマンス・シェア・ユニット制度は、支給対象年度から開始する当社の経営計画の連続する3カ年の事業年度からなる業績評価期間(以下、「業績評価期間」という。)の経過後、当社人事・報酬諮問委員会での審議を経て決定する当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率に応じて算定する、当社普通株式を割り当てるための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給する業績連動型の株式報酬制度です。したがって、各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者への当社普通株式割当てのための金銭報酬債権及び金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。

② 支給対象年度及び業績評価期間

支給対象年度は2022年12月31日で終了する事業年度、業績評価期間は2022年12月31日で終了する事業年度から2024年12月31日で終了する事業年度としております。

③ 各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、パフォーマンス・シェア・ユニット制度において使用する各数値目標(当初の業績評価期間においては、経営計画上の指標である当期利益の目標値を予定しています。)や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたり必要となる指標を当社人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、決定いたします。具体的な算出においては、以下の(a)の計算式に基づき、各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者に交付する

当社普通株式の数を算定し(ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるもの
といたします。)、(b)の計算式に基づき、各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者
に納税資金として支給する金銭の額を算定いたします。また、業績評価期間中の退任又
は就任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該パフォーマンス・シェ
ア・ユニット対象者又はその相続人に交付する当社普通株式の数又は金銭の額を合理
的に調整する場合があります。なお、各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者に対
して(a)の計算式に基づき算定される数の当社普通株式の割当てを行うことにより、上
記のパフォーマンス・シェア・ユニット対象者に割り当てる当社普通株式の総数を超え
る場合には、当該総数を超えない範囲で、各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者
に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法によ
り減ずることといたします。

(a)各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者に交付する当社普通株式の数
基準となる株式ユニット数(※1)×支給割合(※2)×50%

(b)各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者に支給する金銭の額
(基準となる株式ユニット数(※1)×支給割合(※2)－上記(a)で算定した当社普
通株式の数)×交付時株価(※3)

※1 各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者の職務等に応じ、当社取締役会にお
いて決定しております。

※2 業績評価期間の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法
により、0~200%の範囲で算定しております。

※3 業績評価期間終了後における、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に基づく
当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引
所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先
立つ直前取引日の終値)を基礎として、パフォーマンス・シェア・ユニット対象
者に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額といた
します。

④ 交付要件

業績評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各パフ
ォーマンス・シェア・ユニット対象者に対して金銭報酬債権及び金銭を支給し、当該金銭
報酬債権の全部を現物出資させることで各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者に
当社普通株式を交付するものとしております。

(a)支給対象年度中に当社取締役その他当社取締役会が定める役職にあったこと

(b)一定の非違行為がなかったこと

(c)取締役会が定めたその他必要と認められる要件

⑤ 組織再編等における取扱い

業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、
当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開
始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普
通株式について、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る上記報酬枠の範囲内で、
当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締
役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとしております。

⑥ その他

各パフォーマンス・シェア・ユニット対象者に対して割り当てられる当社普通株式の数及び支給する金銭の額並びに権利喪失の条件等その他パフォーマンス・シェア・ユニット制度の詳細は、当社パフォーマンス・シェア・ユニット規程をもって定めております。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年6月3日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,410円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上